



## 【要件】

稲敷市暴力団排除条例（平成 23 年稲敷市条例第 11 条）第 2 条第 2 号及び同条第 3 号に規定する暴力団等でないこと。

## 【申込み方法】

次の書類をまちづくり推進課まで提出してください。

空き家の売却・賃貸を希望する所有者 （売りたい、貸したい方）
物件登録申込書（様式第 1 号）
物件登録カード（様式第 2 号）
同意書（様式第 3 号）
添付書類 ・身分を証明するものの写し ・土地、建物登記簿の全部事項証明書 （発行日から 1 か月以内のもの）

空き家の利用登録ができる方 （買いたい、借りたい方）
利用登録申込書（様式第 12 号）
誓約書兼同意書（様式第 13 号）
添付書類 ・登録申込者及び同居しようとする者の 住民票（発行日から 1 か月以内のもの）

## 【交渉・契約方法】

空き家所有者等には、契約交渉のすべてを「公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（宅建協会）」の会員業者に媒介を依頼していただくことになります。

市では、契約交渉の媒介を行っていませんが、宅建協会と空き家バンクの媒介業務について協定を締結していますので、安心して宅建協会へ依頼することができます。

なお、宅建協会の媒介には、宅地建物取引業の規定に基づく仲介手数料が必要となります。